　　年　　月　　日

尼崎市長　殿

所 在 地

組 合 名

理事長名　　　　　　　　　　　印

権利変換計画変更認可申請書

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「法」という。）第66条において準用する同法第57条第1項の規定により、権利変換計画の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　配置設計図

２　権利変換計画書（価額の算定に関する資料を含む）

３　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則第 32 条各号に掲げる書類

(1) 審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

(2) 権利変換計画の決定についての総会の議決を経たことを証する書類（議事録 他）

(3) 関係権利者名簿

(4) 法 57 条第２項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類（同意書 登記簿謄本 印鑑証明書 他）

(5) 区分所有法第 69 条の規定により、同条第１項に規定する特定建物である施行再建マンションの建替えを行うことができるときは、同項に規定する建替え承認決議を得たことを証する書類

(6) 未同意の理由書

(7) 非確知の理由書

(8) 関係権利者の利害の衡平を図るための必要な定めに関する関係権利者の意見の概要を記載した書類

備考

１　上記３の(6)は施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利（以下「区分所有権等以外の権利」という。）を有する者から同意を得られないときに添付すること。

２　上記３の(7)は区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときに添　付すること。

３　上記３の(8)は法第61条第２項の規定に基づき関係権利者の利害の衡平を図るため施行者が必要な定めをしたときに添付すること。